

住民監査請求の手引き

酒田市監査委員事務局

Q1. 住民監査請求とはどのような制度ですか？

住民監査請求とは、酒田市民の方が、市の執行機関（市長、委員会、委員）や市の職員について、違法若しくは不当な市の財務会計上の行為または財務会計上の怠る事実があると認めるときに、これらを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる制度です（地方自治法第242条）。

制度の目的は、市民の方の請求とこれに基づく監査により、市の財政面における適正な運営の確保と、市民全体の利益を守ることです。

Q2. 誰がどのようにして住民監査請求をするのですか？

- (1) 住民監査請求ができる人は、酒田市内に住所を有する方（個人または法人）に限ります。
- (2) 住民監査請求をする事柄について、書面（以下「請求書」といいます。）を作成して申し出ることとされています。
- (3) 請求書には、その事実を証明する書面（新聞記事など（以下「事実証明書」といいます。））を添付することが必要です。

Q3. どのような場合に住民監査請求ができますか？

住民監査請求ができるのは、市長などの執行機関や職員による次に掲げる違法若しくは不当な市の財務会計上の行為または怠る事実がある場合です。

(1) 違法または不当な行為

- 公金の支出（補助金の支出など）
- 財産（土地・建物・物品、債権など）の取得、管理または処分
- 契約（工事請負契約、売買契約など）の締結または履行
- 債務その他の義務の負担（予算額を超える借入など）

以上の行為が行われることが相当の確実さをもって予測される場合も含みます。

(2) 違法または不当な怠る事実

- 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- 財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理を怠る場合など）

Q4. 住民監査請求ができる期間はありますか？

住民監査請求の対象となる行為があった日または終わった日から1年以内です。

1年以上経過している場合（上記Q3.（2）を除く）は、正当な理由がない限り請求することはできません。

正当な理由がある場合とは、次の要件をすべて満たしていることが必要で、請求の中で、正当な理由の存在を説明する必要があります。

1. 請求の対象となる行為が、秘密裏に行われていたものであること。
2. その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
3. その行為を知ってから相当な期間内に監査請求していること。

Q5. 住民監査請求に必要なものは何ですか？

住民監査請求は次の文書により行う必要があります。

(1) 請求書（酒田市職員措置請求書）※5ページ「様式6」参照

住民監査請求は、その要旨を記載した請求書（酒田市職員措置請求書）により行う必要があります。要旨には、次の事項について具体的に記載してください。

- ア. だれが（監査の対象とする市の執行機関または職員）
- イ. いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか、またはどのようなことを怠っているのか（監査の対象事項）
- ウ. その行為または怠る事実は、どのような理由で違法または不当なのか
- エ. その行為により、どのような損害が酒田市に発生しているのか
- オ. したがって、どのような措置を請求するのか
- カ. 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由は何か

（注意）住民監査請求は、市に財産的損害が生じていない場合や損害発生のおそれのない場合には、行うことができません。

(2) 事実証明書

請求書には、請求の対象となる違法、不当な財務会計上の行為または怠る事実を証明する書面を添付することが必要です。

事実を証明する書面として何を添付するかは定めはありませんが、一般的なものを例に挙げると、次のとおりです。形式や様式に決まりはありません。

- ・公文書の情報公開請求による文書の写し

- ・ 請求される方などが酒田市に対して行った照会の回答
- ・ 違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実についての報道記事

**⇒住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、個別的・具体的に
特定する必要があります。**

Q 6. 請求書（酒田市職員措置請求書）の様式を教えてください。

請求書（酒田市職員措置請求書）の様式は 5 ページの「様式 6」のとおりです。

- ・ 請求書は、A4 判サイズをお願いします。
- ・ 請求書の提出は、酒田市監査委員事務局へ直接持参してください。
- ・ やむを得ない場合は郵送も可能です。郵送の場合、平日の昼間に連絡の取れる連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ずお知らせください。

Q 7. 監査はどのようにして行われるのですか？

監査委員による監査の場合は、原則として次のように行われます。

（１）処理期限

監査委員は、請求のあった日から 60 日以内に、監査などを行い、請求人への通知などの処理を行います。

（２）要件審査

請求書の提出があると、監査委員は、地方自治法第 242 条の請求要件を満たしているかどうかについて要件審査を行います。請求の要件を欠いている場合には監査を実施できませんので、請求人に監査を実施しない旨（却下）通知を行います。

（３）監査の実施

請求書が要件を満たしている場合は監査を実施します。監査対象機関の関係書類の調査や、関係職員等からの事情聴取等を行います。

（４）証拠の提出と陳述

請求人は証拠提出と陳述の機会を与えられます。陳述は、請求人が直接、監査委員の面前で請求の要旨の補充説明を行うものです。

（５）監査の結果

① 請求に理由があると認めた場合（容認）

監査の結果、監査委員が請求に理由があると認めた場合は、市長等に対し期間を示して必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、監査結果を請求人あて通知し、かつ公表します。また、勧告を受けた市長等が是正などの措置を講じたときには、監査委

員は、講じた措置の結果の報告を受け、その内容を請求人あて通知するとともに、公表します。

② 請求に理由がないと認めた場合（棄却）

監査の結果、監査委員が請求に理由がないと認めた場合は、その監査結果を請求人あて通知するとともに、公表します。

Q8. 監査の結果や措置に不服のあるときはどうすればよいのですか？

監査委員の監査の結果や勧告、勧告に対する職員の措置に不服があるときは、住民訴訟を提起することができます。ただし、住民監査請求では違法もしくは不当な行為と怠る事実が対象でしたが、住民訴訟では違法な行為と怠る事実のみが対象となります。（詳しくは、裁判所にお問い合わせください。）

【住民訴訟を提起できる場合と期間】

- ・ 監査委員の監査結果または勧告に不服がある場合
⇒ 監査結果または勧告内容の通知があった日から 30 日以内
- ・ 監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合
⇒ 当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
- ・ 監査請求をした日から 60 日を経過しても監査委員が監査または勧告を行わない場合
⇒ 60 日を経過した日から 30 日以内
- ・ 監査委員の勧告を受けた執行機関等が勧告に示された期間内に必要な措置を講じない場合
⇒ 勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

● 住民監査請求についてのお問い合わせ・提出先

酒田市監査委員事務局

〒998-8540 酒田市本町 2 丁目 2 番 45 号 電話 0234-26-5764

様式 6

酒 田 市 職 員 措 置 請 求 書

酒田市長（何委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住所

氏名

上記のことについて、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

酒田市監査委員 あて

備 考 氏名は自署（視覚に障がいのある人が公職選挙法施行令別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

様式 6 **【記載例】**

酒 田 市 職 員 措 置 請 求 書

酒田市長（何委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

【次の事項について、具体的に記載のこと。カの項目は該当の場合のみ】

- ア 誰が（請求の対象とする職員）
- イ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか、又は確実に行うおそれがあるのか。または、どのように怠っているのか。
- ウ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。
- エ その結果、どのような損害が酒田市に生じているのか、又は生じるおそれがあるのか。
- オ したがって、どのような措置を請求するのか。
- カ その行為等から 1 年を経過して請求する場合は、その正当な理由は何か。

2 請求者

住所 酒田市〇〇〇町〇ー〇

氏名 酒田 太郎 **（自署でご記入ください。）**

上記のことについて、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

酒田市監査委員 あて

備 考 氏名は自署（視覚に障がいのある人が公職選挙法施行令別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。